

第3回日韓定期PFI推進交流会議（概要）

日時：平成20年10月9日（木）10：10～17：30

会場：三田共用会議所第3特別会議室（東京）

出席者：【大韓民国側】

企画財政部：経済予算審議官室、民間投資制度課、民資事業管理課

教育科学技術部：教育施設支援課、教育施設民間投資支援センター

国防部：民間投資チーム

環境部：生活下水課

国土海洋部：広域都市道路課、韓国道路公社、港湾民資計画課

韓国開発研究院：公共投資管理センター

駐日本国大韓民国大使館

【日本側】

内閣府：民間資金等活用事業推進室

法務省：矯正局総務課

文部科学省：大臣官房文教施設企画部計画課整備計画室

同部施設助成課

国土交通省：大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室、総合政策局政策課

関東地方整備局営繕部

防衛省：経理装備局施設整備課

議事概要：

(1) [日本]内閣府発表 日本におけるPFI制度の現況と取組みについて

”Japanese Policy and Implementation on PFI”

- ・ 8月末現在までに実施方針公表をした事業は323事業で、これは2006年度、2007年度とほぼ同じペースの伸びとなっている。
- ・ 日本のPFI法は契約について特別の手續はなく、(国が締結する)契約全般に適用される会計法によっている。対話方式や事業者選定手續をPFIに適したものにすべきとの指摘もある。
- ・ PFI推進委員会が昨年11月に取りまとめた当面の課題に関する報告では、緊急に措置を講ずべき課題として「契約の標準化」「要求水準の明確化」が挙げられており、現在これらについて重点的に検討を行っている。「契約の標準化」では、資材の高騰に対する対応が主な議論の一つである。「要求水準の明確化」では、発注者が求める性能基準の、明確化、具体化、目的に応じた柔軟化を目指し、検討を行っている。
- ・ PFI事業における地球温暖化防止への対策では光熱水費を事業費に含めることにより、イニシャルコストが多少高くても、ライフサイクル全体を考慮してエネルギーを節約する方向で行われる提案が採用されることになる。

(2) [韓国]企画財政部発表 韓国でのインフラへの民間参加

”Private Participation in Infrastructure in Korea”

- ・ 韓国のPPI法は、1994年に制定され、これまでに2回改正されている。1998年の改正では、BOT方式について民間事業者が負担していた需要リスクを政府が一部分担する目的とした最小運営収入保証制度を、2005年の改正では事業費を国が負担す

る B T L 方式をそれぞれ導入している。

- ・ P P I 法の法体系は、P P I 法、施行令、民間投資事業基本計画で構成されている。基本計画は、推進手続、政府の支援、選択基準などからなっており、企画財政部が毎年補完している。
- ・ B T O 方式（利用者から利用料を民間事業者が収受する。道路、鉄道、港湾など）の事業数と B T L 方式（政府が事業費を負担する。学校、病院、文化施設など）の事業数の比率はおよそ 50 : 50 程度である。
- ・ B T L 方式では、国の財政管理を強化するため施設別限度額の国会への報告を義務づけている。
- ・ 政府の支援としては、財政支援とリスク分担がある。財政支援としては、（B T O 方式においては）用地買収費用、建設補助金、税制上の支援などがある。総事業費の 30 ~ 50 % が建設補助金として支給されているが、どの程度支給されるかは事業の性質によりきりであり、例えば最近の道路建設において、建設補助金はほぼ支給されていない状況にある。リスク分担としては、最小運営収入保証制度や信用保証基金による信用保証がある。最小運営収入保証制度は、過大な需要予測が原因で政府の支払が急激に増加したことから、2006 年に制度の見直しを行い、民間提案事業については最小運営収入保証制度を廃止している。
- ・ 公共投資費に対する民間投資費の割合は、2007 年に約 17% にのぼり、増加を続けている。韓国の P P I 事業は、既に定着段階にあると思っているが、ここまで発展できたのは、国際基準に見合う法体系を整えたこと、政府の支援があったことの 2 つが大きいと考えている。
- ・ 今年 6 月の財相会議でアジア地域における民間資本ネットワークを築くチェジュ・イニシアティブ構想について議論しており、今後国際協力を通じて民間資本情報の共有をはかりたいと考えている。

（3）韓国開発研究院発表

P P P における財政リスクマネジメント

“Fiscal Risk Management in Public-Private Partnerships”

- ・ 韓国政府においては、V F M テストを徹底して行うため、事業の必要性、P F I の効率性、最適手法の選択と 3 段階により行っている。
- ・ 事後の V F M についても検証を行うべきと考えており、現段階では十分な判断資料がないが（英国以外は他国も同様の状況と理解している）、そのうちかなりの判断資料（証拠）が得られるものと考えている。
- ・ P P P に関する会計処理については、国の債務とみるべきか（そして、国会の事前の承認を要求すべきか）について議論がある。現在は企画財政部が各年度の B T L 事業への投資の上限額を設定するとともに、国会へそれを報告するということになっているが、事前報告ではなく国会の事前承認を必要とすべきではないかが議論されている。
- ・ I M F が勧告した全ての情報を予算と同一に公開するという公開ルールについて、韓国ではどの程度受容するのか争点になっている。
- ・ P P P の適切な規模として、韓国では英国の例に則り政府の支出の 2% 以内と規定しており、2007 年では 1.7% ~ 1.9% となっている。ブラジルは法律で地方政府予算の 1% 以内としている。
- ・ 現在韓国は日本と同様セパレートペイメント方式を採用しているが、英国やオーストラリアで採用されているユニタリーペイメント方式に見直すことを検討している。

(4) [韓国]教育科学技術部発表 BTL方式による学校施設の調達

“ Procurement of School Facilities by BTL ”

- ・ 学校の新設は国庫で、増改築は地方で負担している。BTLは、新築の場合に利用されている。BTL事業は税による負担を伴うので、地方財政の予算額の2%にとどめている。それぞれの事業は、地域別に3校から5校まとめて300億ウォンから500億ウォン程度投資をしている。
- ・ 2006年から2008年までは事業の定着期、来年からは高度化の期間と定めている。特にLCCの標準化に力を入れている。
- ・ BTL方式で運営している学校はこれまで192校にのぼり、2008年だけを見ても96校、9,435億ウォンの投資を行っている。
- ・ BTL方式を採用した学校と従来方式による学校とで品質の比較を行ったところ、配置計画、平面計画、満足度調査等全てにおいてBTL方式の評価が高い結果が得られた。
- ・ BTL事業の課題として、大きな提案コスト、応募事業者の減少があり、これを解決するために手続を簡素化した。
- ・ 既存の学校との品質面における格差が課題となっている。
- ・ BTL事業の重点課題としては、学校を建設する際に、地域住民らの保健、福祉、教育、文化などを考慮した施設を設置・運営していくことがある。
- ・ 学校施設の研究開発については、BTLの標準運営費の算定モデルとエネルギー使用評価ツールを開発した。現在、CO₂中立型学校施設モデル(CO₂の排出量と吸収量を等しくする)の開発、データベースの構築や耐震設計の基準についても研究中である。
- ・ 定期的な文部当局の交流についても提案したい。

(5) [日本]文部科学省発表 文部科学省のPFIの現況及び展望

“ The Current condition and Future Plan of PFI Projects in Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) ”

- ・ [日本]文部科学省では、公立小中学校及び国立大学において、耐震化、施設の老朽化、多様な学習形態へ対応といった課題に限られた予算の中で対応するため、PFI手法を活用している。
- ・ 公立小中学校については現在33事業を実施しており、建設費の事業費ベースで173億円、そのうち補助金が77億円という状況である。
- ・ サービス水準の向上、費用の縮減、初期投資に拘束されず早期整備できるというメリットはあるが、課題として、運営の割合が小さいことによりVFMが出にくいこと、導入手続きが煩雑であることが挙げられる。
- ・ 文部科学省では、PFI推進のため、導入可能性検討マニュアルを作成した。また、導入実務マニュアルの作成に取り組んでいる。
- ・ 国立大学ではこれまで14大学27事業を実施しており、事業費総額は1,300億円にのぼる。
- ・ PFI事業について現在国費でほとんど100%を賄っており、後年度にかかる負担は大きく、10年後にはPFIの支払いが国立大学の施設整備予算の20%弱になる。これを是正するために、現在概算要求中だが、増大する研究費の一部を施設整備費にまわすために、レンタルラボなど独立採算的な類型によるPFI事業の計画を検討している。

(6) [韓国] 国防部発表 国防への民間参加

“ Private Participation in National Defense ”

- ・ 国防改革 2020 に費やされる財源確保の観点から、民間の財力及び能力を活用するため、軍人アパート、独身用の宿舎や広帯域統合網等を対象に P P P を活用している。
- ・ 晋州の宿舎の事例は、2007 年から運営が開始された B T L 事業で、運営期間は 20 年である。現在運営開始後 1 年 6 月が経過している。
- ・ この事例では、運営評価委員会が四半期毎に評価を行っている。委員会のメンバーは部隊代表 3 名、専門家 3 名、運営会社代表 3 名、居住者代表 1 名である。
- ・ この事例で、住居満足度の調査を行ったところ非常に高い結果が得られた。しかし、運営の過程において、建具やごみの苦情など当初想定していなかった問題点も生じており、契約の際に細かく定義することが重要であると考えている。
- ・ この事例から学んだ改善すべき点としては、まず、サービスのクオリティを維持するために事業者の適正な利益を保証することがある。次に、評価を適切に行うために居住者に対する B T L 事業の説明を徹底することが挙げられる(当初評価の重要性が認識されていなかったため、アンケートへの参加率が低いという問題があった)。また、夏に「ボイラーが凍った結果破裂したか」という項目があるなど、評価項目が不適切である例もあった。
- ・ B T L 事業の推進にあたり、運営よりも建設の方に重きを置きがちであるが、運営期間が長期間にわたることから、運営に対して緻密な準備をすることが必要であると考えられる。

(7) (日本) [日本] 防衛省発表 防衛省における P F I 手法の活用

“ Utilization of PFI in Ministry of Defense ”

- ・ 防衛省ではこれまで立川公務員宿舎と海上自衛隊呉史料館の 2 つの P F I 事業を実施してきたが、前回の本会議で紹介したその他の事業については、最終的に P F I による事業化を断念した。
- ・ 朝霞公務員宿舎については、入札不調、その後の事業の見直しによる規模の縮小などから、通常の建設工事の入札手続により実施する予定である。
- ・ 自衛隊中央病院の運營業務については、当初想定していた民間委託業務のうち外部委託できない部分があることが判明したため、委託可能な業務についてのみ従来のアウトソーシング手法により民間委託することとなった。
- ・ 自衛隊札幌病院については、事業場所の変更、規模の縮小など計画の見直しが生じたことから、通常の建設工事の入札手続により実施する見込みである。
- ・ 現在、P F I のより一層の推進を図るため、これまで事業化の検討を行ってきた公務員宿舎、広報施設、厚生施設以外の施設を含めた防衛施設全体において、施設区分ごとに P F I 導入可能性の検討を行っているところである。

(8) [韓国] 環境部発表 韓国における下水道に関する政策及び民間投資

“ Korea s Sewage Politics and Private Investment ”

- ・ 韓国では 1986 年には下水道の普及率が 8.5% だったのが、2006 年末現在では 85.5% と 20 年間の間に 10 倍に増えている。
- ・ 下水分野においては、下水処理場は B T O 方式、下水道網については B T L 方式により民間投資を活用している。
- ・ B T O 方式により 98 年以降 99 の事業に 8,400 億ウォンの投資を行い、うち 68 事業は稼働中である。

- ・ B T O 事業においては、民間資本を活用することにより早期に下水道施設を拡充することができたため、下水道の普及に大きく貢献した。地域建設業及び経済活性化に寄与している。その反面、民間投資事業の拡大により公共投資事業の規模が縮小するという問題も生じている。
- ・ B T L 事業によって早期に下水道網を整備することができ、下水処理場の運営効率を高めることに貢献した。しかし、後年度の財政の硬直化という懸念も生じている。
- ・ 2015 年から民間資本の償還が下水道事業全体の 30% を占める。
- ・ 今後は、下水処理場の民間投資方式を現在の B T O 方式から B T L 方式に転換することや、事業範囲を拡大して下水処理水の再利用事業や下水スラッジ資源化事業まで民間投資を活用することについて検討をしていく予定である。

(9) [日本]法務省発表 日本の刑務所分野における P F I の発展

“ The Development of PFI in the Prison Sector in Japan ”

- ・ 法務省では、刑務所の過剰収容問題への対策の一環として、2つの施設において、刑務所の建設から運営までを対象に P F I 手法を活用している。
- ・ 本年 10 月に運営を開始した島根あさひ社会復帰促進センターにおいては、警備の中核を担う庁舎、受刑者の収容施設、その周辺にある刑務所職員の居住棟や子育て支援施設、刑務所の教育プログラムを支える盲導犬訓練センター棟から構成されている。
- ・ 保安システムとして金属以外などのものも識別可能な最新のスキャナーや多くの監視カメラ、光ファイバーフェンスセンサー、日常生活においては給食の自動搬送システムや K I O S K 端末の設置や電子鍵の活用など、最新技術が至るところに用いられている。
- ・ 鉄格子のない強化ガラスの採用、受刑者に電子タグを装着させ、その情報を一括で管理するシステムを導入し、受刑者に拘禁感を与えず少ない人手で受刑者の管理を実現することができた。
- ・ 矯正教育プログラムとして盲導犬飼育プログラムやホースプログラム、I T 技術の取得を目的としたパソコン訓練や、地域の特性を活かした刑務所公営作業での農場作業などが計画されており、民間のノウハウが十分に生かされている。

(10) [韓国]国土海洋部（道路）発表 韓国における道路分野の P P P

“ Public and Private Partnership of Highways in Korea ”

- ・ 2020 年までに、民間資本により 1,000km の道路を整備する予定であり、これは国道全体の 17% にのぼる。
- ・ 事業発案の方法として、政府によるものと民間提案によるものの 2 種類あるが、民間提案は首都圏と釜山に集中している。
- ・ 選定基準では、技術評価と価格評価（利用料金、政府支援の必要額）の割合を 50:50 としている。
- ・ これまで生じた主な課題としては、需要予測が過大であることによる最小運営収入保証制度に基づく政府の支払の増加、競争の欠如による利用料金の上昇がある。
- ・ 初期には、需要予測を過大にとったため通行料が高くなり、利用者から不満が出た。
- ・ 2006 年に、民間提案事業については M R G（最小運営収入保証）を廃止したものの、事業者の競争を促すことにより国庫負担の削減に加えて通行料を道路公社並みに引き下げることが可能となった。
- ・ 初期には建設会社が出資者の中心であったが、その後（金融関係の）投資家に構造が変化してきた。しかし、最近の金融不安及び資材高騰の影響により、（金融関係の）

投資家が資金の提供を約束することをためらっている状況である。

(11) [日本]国土交通省発表 PFI 手法による庁舎の建設と発注方法

“Construction of government office buildings by PFI method and public advertisement method”

- ・ 国土交通省では、これまでに大規模事務庁舎、警察学校、議員会館など8件のPFI事業を進めてきており、さらに今年度は5件の一般的事務庁舎整備等事業について発注手続き中である。
- ・ 事業の運営期間は、民間事業者の資金調達の容易さ及び建設後の瑕疵担保期間を考慮して基本的に10年間としている。
- ・ 事業者選定にあたっては、除算方式による総合評価落札方式を採用している。
- ・ 物価変動に対するリスク分担として、今回の5件では一般的な物価変動については設計を行う民間事業者のリスク、主要な材料単価の急激な変動及びスーパーインフレ、スーパーデフレーションについては民間事業者が対応できないため発注者のリスクとしている。
- ・ 今回の発注にあたり、引き渡し時に不具合が見つかって手直しが大変であること、配筋などの見えない部分の検査も困難であることから、中間検査を実施する規定を設けている。

(12) [韓国]国土海洋部（港湾）発表 韓国の港湾に対する民間投資

“The Private Investment in Korean Ports”

- ・ 港湾に対しての民間投資方式として、民間投資法に則った民間参加方式と港湾法に則った非管理港湾公社方式の2種類あり、共通の特徴としては、施設運営中の商業リスクは民間事業者が負うことになっている。
- ・ 民間投資法に則った民間参加方式はBTO方式とBTL方式があり、収益型埠頭や港湾背後団地などに適用されている。投資費は港湾の自由利用権、利用料の徴収、政府の保証金などにより回収される。
- ・ 港湾法による非管理港湾公社方式では小規模の港湾施設、専用係船杭、倉庫及び施設の維持補修に適用されている。投資費は当該施設や他の施設の自由利用権などにより事後精算される。
- ・ 港湾における民間投資の規模は、公共投資の21.7%を占めており、これは全体のSOC分野の民間投資比率である11.3%の2倍近くになっている。
- ・ 今後は、海洋博物館など民間投資対象事業を拡大させるなど、BTL方式を多様化させ民間資本の参加をより活性化していきたいと考えている。また、韓国の港湾開発と民間投資事業経験を共有できる港湾国際協力についても尽力していきたいと考えている。
- ・ 運営リスクを選らすため、ポートセールス、新規航路の開設、高付加価値貨物の誘致などを強化し、管理運営システムを体系化してまいりたい。
- ・ 荷さばき量にリンクしたトリガールールを導入して、港湾建設時期を柔軟に調整することで運営リスクを最小化していく。

(13) 質疑回答

[問]「最小運営収入保証制度」を検討する際に留意すべきことは？

- ・ ([韓国]企画財政部)

最小運営収入保証制度を導入する際は短期的な視点に加えて、中長期的な視点もあわ

せて検討すべきである。韓国では、民間資本のS O C投資を活性化させたという点でメリットはあったが、地域によっては過度に投資されてしまうというデメリットもあった。また、人口構造の変化も踏まえて投資が回収できるかを検討する必要がある。

[問]各年度の予算枠、個別事業の内容、官民の負担割合はどのように決めているのか？

・（[日本]内閣府）

日本ではP F Iの全体的な規模を定める計画はない。国、地方公共団体などの実施主体が、それぞれの議会の議決を経た上で決定している。日本の大規模なプロジェクトは、ほとんどが公共による負担であるサービス購入型の形態となっている。

[問]防衛省の病院P F I事業を断念したのは、何故V F Mが出ないと判断したのか？

・（[日本]防衛省）

事業規模の縮小に向けた財政当局の指示に基づく規模の縮小、委託範囲の見直し（大幅な縮小）などによって、V F Mは確保できないという判断をし、事業手法を変更した。

[問]防衛省が実施している宿舎の運営において、実際の成果管理（モニタリング）はどのように行っているのか？

・（[日本]防衛省）

立川公務員宿舎の事業では、月1回仕様書の規定を満たしているかモニタリングを行い、その結果を年2回のサービス対価の支払いに反映している。

[問]V F Mの算定はどの機関が行っているのか？ 発注者が行う場合、中立性をどのように確保しているのか？

・（[日本]内閣府）

日本ではV F Mの算定については、国及び地方公共団体それぞれが外部のコンサルタントに委託して行うのが一般的であると聞いている。V F Mの公表方法等についても統一的な規制等は定められていない。

・（[日本]国土交通省）

P F I事業を進めていく過程で、大学の教授等で構成された委員会を設置しており、その委員会の中でV F Mの妥当性や民間事業者の提案の評価について審査を行っている。評価の内容については議事録をウェブサイトで公開するなどして、手続きの透明性、中立性を確保している。

[問]M R Gの廃止により負担が増えたにも関わらず民間事業者からの提案が活発になったという結果が得られたとあるが、どのような改善方策を行ったのか？

・（[韓国]国土海洋部）

民間事業者の競争性を高める方策として、総合評価における価格点を技術評価点と同等まで引き上げたこと、通行料の最低基準を従来の1.5倍だったのを1.0倍まで低下させたことが挙げられる。加えて、民間側の入札に要する費用について、一部政府が補助する制度を導入している。民間側は、当時発注量が減っていたので、労働力、装置、装備を遊ばせておくよりも、参加したいという意思が強かったようである。ただし、競争が行き過ぎた結果、安定して事業を推進できないような弊害も生じている。

・（[韓国]企画財政部）

民間提案を活性化させるために、政府としても、用地取得は政府が行っている他、建

設費への補助、付加価値税や土地取得税の減免などの支援を行っている。

[問]採算性は良くないが必要性は高い地方の道路はどのように整備しているのか？

・（[韓国]国土海洋部）

地方の道路など、民間資本の参入が期待できないものの建設の必要性が高い道路については、政府が50%出資している道路公社で建設を行っている。

[問]PFI事業において、学校の改築を行う際の基準等はあるか？

・（[日本]文部科学省）

学校の改築時期についての国の基準は特になく、設置者である市町村が学校の建築年数や構造物の劣化度を考慮して改築時期を決定している。

[問]直接協定は事業にどのような影響を与えるのか？

・（[日本]法務省）

民間事業者が事業破綻した場合、金融機関主導で速やかに後継企業を見つけられるように、発注者と金融機関との間で直接協定を結ぶスキームを採用している。

[問]スーパーインフレーションの規定があるとの説明であったが、現在の物価上昇の中でどのように適用しているのか？

・（[日本]国土交通省）

PFI事業における物価上昇に伴う値上がりについては、スーパーインフレーションの場合の規定がある。これは直轄事業と同様の規定としているが、直轄事業においても何がスーパーインフレーションに該当するかについての基準はなく、現在の状況はこれに該当しないと捉えられている。

[問]材料の一部の単価が急激に変動した場合、どのように事業費に反映するのか？

・（[日本]国土交通省）

主要な材料単価の著しい高騰による調整規定もあるが、これについてもどのような場合にこれに該当するかの基準はない。ただし、直轄事業においては、最近の主要材料の値上がりについて、この規定により調整する旨の通知を出したところである。PFI事業においても基本的にこの通知に基づく対応となるが、単価変動に伴う契約変更の協議が整った事例は現在なく詳細な運用は決まっていない状況である。

[問]事業者が提出する提案書は、どのレベルのものか？ 総合評価の基礎点はどのように付与されるのか？ 価格提案の時期はいつか？

・（[日本]国土交通省）

事業者が提出する提案書は、ほぼ基本設計に近いものである。総合評価の基礎点が与えられる者は事業者の経験や提案内容などの要件を満たしている者としており、概ね全ての事業者が要件を満たしている。民間事業者は、価格と提案を同時に提出する。

発表はスライドを示しながら行われたため、上記の議事概要には発表者により配布された資料に基づいて補足した部分が含まれている。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室
TEL. 03-3581-9680,9681